



## ひとり親家庭等日常生活支援事業とは

母子家庭、父子家庭、寡婦、離婚調停中等の離婚前の困難を抱える母又は父を対象として、自立に必要な技能習得や病気など、一時的な事由で日常の家事や保育ができず、生活援助・子育て支援サービスが必要なとき、家庭生活支援員を派遣します。

この事業は、子育て支援「かめのこ」が、亀山市から委託を受け、運営しています。

費用はかかりません。



## 家庭生活支援員とは

市から家庭生活支援員として認定を受けた人です。

### ○生活援助を行う家庭生活支援員

訪問介護員（ホームヘルパー3級以上）の資格を有する者、または厚生労働省が定める生活援助に関する研修もしくはこれと同等程度と市が認める研修を修了した者。

派遣場所…利用者の居宅

### ○子育て支援を行う家庭生活支援員

保育士、幼稚園教諭の資格を有する者、または、厚生労働省が定める子育て支援に関する研修もしくはこれと同等程度と市が認める研修を修了した者。

派遣場所…家庭生活支援員の居宅

講習会等職業訓練の受講会場

その他利用者の利用しやすい適切な場所



## 事業のしくみ Q&A

Q:どんな人が支援を受けることができるの？

A:母子家庭、父子家庭、寡婦、離婚調停中等の離婚前の困難を抱える母又は父で生活保護世帯、市町村住民税非課税世帯、または児童扶養手当支給世帯等の方が対象となります。

Q:援助を受けられる単位と期間は？

- A: ●生活援助・子育て支援ともに1時間単位で、原則1日につき8時間以内です。
- 派遣等の日数は、1年につき10日以内です。
  - 支援日前日午後6時以降のキャンセルは、当日キャンセルとなり1日使用となります。

Q:どんな人がみてるの？

A:訪問介護員等の生活援助を行う人や保育士等の資格を有する人、事前に研修を修了した人が、責任を持って支援します。

Q:どんなことを支援してくれるの？

A:乳幼児の保育、児童（生後6か月～20歳未満）の生活指導、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、生活必需品の買い物、医療機関等との連絡、その他必要な用務です。



## 支援を利用するには

初回のみ

市に  
対象家庭として登録

○子ども未来部 子ども政策課で、日常生活支援事業対象世帯として事前に登録申請を行います。

市から  
認定通知書が送付される

○登録が完了すると「ひとり親家庭等生活支援員派遣世帯認定通知書」が送られてきます。

支援が必要な時、『かめのこ』へ申込

○支援が必要な場合、子育て支援『かめのこ』（亀山市ファミリーサポートセンター）へ認定通知書を持参し利用登録を行います。その後必要に応じ電話で依頼します。

依頼に応じた支援員が派遣される

○依頼内容に応じた支援ができる家庭生活支援員が派遣され、支援を受けることができます。



たとえば、こんなことが頼めます！

- ◆お母さん(お父さん)が帰るまで、子どもたちを預かってほしい。
- ◆子どもの風邪が、治りかけだけど、まだ学校へは無理かなというとき。
- ◆最近、具合が悪くて、日用品の買い物をしてもらいたい。
- ◆お兄ちゃんの日曜参観があり、赤ちゃんの保育をお願いしたい。



乳幼児の保育 食事の世話 生活必需品の買い物 住居の掃除

家庭生活支援員の派遣が依頼できる「対象家庭の登録」を受け付けています。詳しくは、子ども未来部 子ども政策課 (TEL: 84-3315)までご相談ください。



## お問い合わせ

### 亀山市 子ども未来部 子ども政策課

〒519-0164

亀山市羽若町545番地

亀山市総合保健福祉センターあいあい

TEL:0595-84-3315

### 子育て支援『かめのこ』

〒519-0124

亀山市東御幸町 69-5 亀山児童センター2階

(亀山市文化会館の東隣)

TEL:0595-82-9755、FAX:0595-82-9757

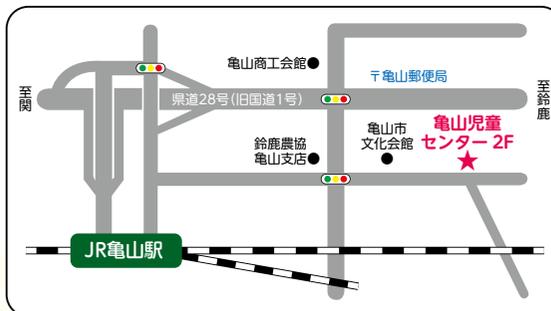
<http://kosodate-kamenoko.jimdo.com>

※事務所のあいていない時間帯は、時間外電話に転送されます。

受付／火曜日～土曜日

9:00～18:00

(日・月・祝日、お盆・年末年始は休み)



# 亀山市

## ひとり親家庭等日常生活支援



子育て支援『かめのこ』



亀山市委託事業